

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【公開番号】特開2017-73208(P2017-73208A)

【公開日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-015

【出願番号】特願2015-197548(P2015-197548)

【国際特許分類】

H 05 B 33/12 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

G 02 B 5/20 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/12 E

H 05 B 33/14 A

G 02 B 5/20 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月3日(2018.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0050】

また、不要光除去用フィルタ層171を有する光学フィルタ17は、表示装置1の各画素の発光部(各有機EL素子10R, 10G, 10B)に対して共通の層として設けられている。このため、製造プロセスにおいては、基板170上に光学フィルタ17をベタ膜として形成することができる。また、各発光部との精細なアライメントも不要である。ここで、各色光の色純度を高めるために、画素毎にR, G, Bの色材がパターニングされるカラーフィルタが用いられる場合、隣接画素への光漏れ等を防止するために、発光部とフィルタ部分との精細なアライメントを要する。このため、基板の大型化あるいは画素の高精細化等に対応することが困難である。これに対し、本実施の形態の光学フィルタ17では、パターニングやアライメントが不要であることから、基板の大型化や画素の高精細化にも対応可能である。